

令和5年度第6回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和6年2月9日（金）14：02～14：53

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

事 務 局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主事 武田 奏
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	

傍聴者：5名

会議次第

1. 開会
2. 議事について
3. 委員による協議
4. その他
5. 閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第6回石狩市情報・コミュニケーション条例仮称に係る検討委員会を開催します。会議は、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。聴覚障がいの方の情報保障のため、石狩市の手話通訳者が通訳を行いますのでよろしくお願いたします。また、福江委員のサポートとして、社会福祉法人はるにれの里の野田様が同席しておりますことを申し添えます。それでは議事に入りますので、以降の進行を金子委員長にお願いします。

2. 議事について

【金子委員長】

皆さんこんにちは。令和4年6月から行ってきた検討委員会ですが今回で9回目となり、今日の協議内容では検討委員会の今後について確認するなどいよいよ大詰めということになりますが、皆さんどうぞよろしくお願いたします。さて、情報コミュニケーションということでは、今年の元旦に発生しました能登半島地震の報道の中で、高齢者や障がいのある方が避難をしている福祉避難所でもやはり困っている方が多くいるのではないかと思います。今回つくりました石狩市の情報・コミュニケーション条例が、そういう災害の中でも情報を伝えることや受け取ることがしやすくなることにつながる、そういうものになればいいなと願っているところです。

それでは本日の会議ですが、最大で15時30分ごろを目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いします。それでは次第の、2、議事について、ということで、本日の流れなどについて事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

事務局の角田です。本日もよろしくお願いたします。

まずは、皆さんには事前にメールなどで、方針書案の一部確認や、条例の愛称について決めていただくなど色々ありがとうございました。それでは、本日の協議内容についてお話しいたします。最初にお手元にあります資料1ですが、こちらは、条例の愛称とパブリックコメントの結果について、ということで、それぞれの結果についてご報告いたします。そして資料2の、条例が制定された場合の今後について、では、まだ条例は制定されておりませんが、今後制定された場合にどんな施策、どんなことを市がやっとうと考えているのかについてお話をしていきます。また、資料1と資料2の話合いが終わったあとは、検討委員会の今後についてや、事前にメールなどでご連絡させていただいた広報いしかりに記事を載せることについて確認をする、事務局からの確認についてということでお話をしていきたいと思います。詳しい内容についてはその時にお話しいたしますのでどうぞよろしくお願いたします。以上が、本日の協議内容となります。

【金子委員長】

ありがとうございました。なお、この会議は、議事録作成のために録音をしておりますので、私に名前を呼ばれてからお話するようお願いいたします。ここまで何か質問などありますでしょうか。

《質問等なし》

それでは次に進みたいと思います。

3. 委員による協議

【金子委員長】

次に、次第の3、委員による協議に入ります。資料1の内容から協議に入りたいと思いますので、事務局よりお願いします。

【事務局：角田】

それでは、資料1の条例の愛称とパブリックコメントの結果についてお話しします。最初に1ページ目の、はじめにから読みますので聞いてください。

《資料1：条例の愛称とパブリックコメントの結果について》

『こちらの資料1では、皆さんにメールや電話で決めていただきました、条例の愛称についてと、条例の内容を市民の皆さんにご確認いただいた、パブリックコメントの結果についてそれぞれ報告したいと思います。』

以上が1ページ目に書かれている内容となります。

それでは次のページに進みます。次のページのタイトル、1、条例の愛称についてお読みします。

《1. 【「条例の愛称」について】》

『まずは条例の愛称についての報告です。前回の検討委員会までに出された愛称の候補は、あいコミュ条例、つうじあい条例、アイハンド条例、の3つがありました。そして、そのあとに4つ目の候補として、あいコミ条例、という新たな愛称が委員から出されました。この4つの候補から多数決で決めていくことになり、メールや電話で投票をいただいた結果、あいコミュ条例は1票、つうじあい条例は2票、アイハンド条例は1票、あいコミ条例は6票となり、6名の方が投票された、あいコミ条例、に決定いたしました。今後はこちらの、あいコミ条例、を愛称とし、条例が制定されたあとになりますが、条例を広めていくための一つの言葉として、色々な場面で使っていきたいと思います。』

以上が条例の愛称についての報告となります。

【金子委員長】

今、事務局より条例の愛称について報告がありましたが、改めて皆さんにこちらの愛称について確認をしたいと思います。この愛称でよろしければ賛成の丸いカードをあげてもらえればと思います。

《委員全員、賛成の丸いカードをあげる》

それでは条例の愛称を、あいコミ条例、としていくことにします。続いて、パブリックコメントの結果について、ということで事務局よりお話し願います。

《2. 【「パブリックコメントの結果」について】》

【事務局：角田】

それでは、パブリックコメントの結果についてというところを読んでいきたいと思います。

『前回の検討委員会で最終確認を行った条例案ですが、その内容を市民の皆さんに確認をしていただくパブリックコメントが、昨年の12月1日から今年の1月4日までの1か月間行われました。このパブリックコメントの期間中にいただいた意見や、その意見に対する回答を次のページにまとめましたのでご報告します。』

次に4ページ目に書かれている、いただいた意見とその回答についての内容をお読みします。

『今回のパブリックコメントでは、1名の方から3つの意見をいただき、それぞれの回答について皆さんに報告いたします。

まず一つ目の意見として、条例については賛成します、という意見をいただき、こちらに対しては、ご意見としていただきます、と回答いたしました。

次に二つ目の意見として、義理の父親は視覚に障がいがあるのですが、2023年に行われた選挙の時に投票所へ行ったところ点字器が用意されていなかったため、全ての投票所に点字器を用意してほしいです、という意見をいただき、こちらに対しては、点字器については投票所に必ず1つずつ置いてあります。また、投票の時に助けが必要な方や代理で投票が必要な方などは、その場にいる選挙事務の担当者に声をかけてくれると対応をしています。今後は、必要な方に必要な支援ができる投票所となるようこれらの周知をしていき、誰もが投票しやすい環境づくりをしていきたいと思います、と回答いたしました。

最後三つ目の意見として、視覚に障がいのある人のための音の出る信号機が石狩市には少ないので増やしてほしいです、という意見をいただき、こちらに対しては、音の出る信号機については、現在市内に3か所設置されています。警察庁交通局が決めている優先的に設置しなければならない場所として、視覚に障がいのある人の利用が多い施設、例えば、駅、役所、視覚に障がいのある方々の団体が使う施設周辺などの横断歩道へは優先的に設置するものとされています。設置をするための決まりを守りながら、石狩市視覚障がい者協会などと連携し、設置が必要な横断歩道がある場合は、警察や関係機関と協議をしていきたいと思います、と回答いたしました。』

以上がいただいた意見とその回答についての内容となります。続けて5ページ目の、意見と回答についての説明というところを読んでいきます。

『今、意見と回答についてお話ししましたが、今回のパブリックコメントでは、条例の内容をもう一度見直したほうがよいという意見や、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例という名前への意見はありませんでした。また、先ほどお話しした意見と回答の結果は、市の広報やホームページなどで公表され、市民の皆さんにも見てもらうこととなります。そして、実際に公表される意見や回答の文ですが、先ほどお話しした文よりも難しい書き方となっており、その実際に公表される文というのは、今回の資料と一緒に送りました「参考資料」に書かれている内容となります。なお、桑澤委員には音声化で内容を事前にお伝えしており、福江委員にはルビを振った資料をお渡ししておりますので、それぞれでご確認いただければと思います。

次に、意見に対する回答をつくる時ですが、障がい福祉課だけでは答えることができなかった意見がありましたので、それらについては、それぞれの意見の内容に関係する課の担当者に確認をしてみました。それぞれの確認をした課についてお話しすると、一つ目の意見については障がい福祉課で回答をつくれたので確認はしていませんが、二つ目の意見は選挙に関する内容だったので、市の選挙管理委員会事務局に確認をしました。最後の三つ目の意見は交通安全に関係した仕事をしている広聴・市民生活課に確認し、それぞれの回答をつくりました。』

以上がパブリックコメントの結果についての報告となります。

【金子委員長】

今、事務局よりパブリックコメントの結果について報告がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

《賛成の丸いカードがあがり、意見等なし》

それでは、資料1の最後のページとなります、6ページの今後について、をお話し願います。

【事務局：角田】

それでは最後のページの、今後についてお読みします。

『今後ですが、法制担当者に最終確認をしてもらった条例案が3月に開催される石狩市議会に提出され、条例が可決し、決まった場合は、4月1日より方針書と合わせて市民の皆さんに見ていただく、公表されることとなります。また、方針書の内容も、現在、法制担当者に最終確認をされており、4月1日からの公表に向けて準備をしているところです。』

以上が今後についての内容となり、資料1の全てのお話となります。

【金子委員長】

今、資料1のお話が全て終わりましたが、全体をとおして何かありますでしょうか。

【桑澤委員】

投票所の点字器については私の知る限り投票所には全て置いてあるものと思っているのですが、視覚に障がいのある人が投票をするときに、候補者の名前を代理人に伝えて書いてもらうときが

あるのですが、書いてくれる人が候補者の名前を読み上げて確認をするときの声が大きく、そのやり取りが隣の人にも聞こえてしまうことがあります。代理で書く方は小さな声でお話ししていただくことや、候補者を話すときはその場から離れて話すなどの配慮がほしいです。それともう一つ、音の出る信号機についてですが、近くの住宅への配慮で午後7時になると音が止められていました。このことを警察に相談したところ、午後8時まで音が出るようにしてくれたことがあります。音の大きさというのもあると思いますので、例えば午後7時以降は音を少し小さくするなどの工夫ができれば、午後9時くらいまで音が出ていても問題はないのではないかと考えています。そういうことも考えてもらえればと思います。

【金子委員長】

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。

【三島委員】

候補者のことが書かれている選挙公報についてですが、石狩朗読ボランティアの会では選挙公報の内容の読み上げを行っていますので、視覚など障がいのある人で必要な方がいましたら音声にしたCDをお届けすることができます、ということを広報いしかりなどに書いてもらえると助かる方がいるのではないかと考えています。

【金子委員長】

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

《意見等なし》

今3つのお話があったと思いますが、一つ目は選挙会場での声の問題、配慮をしてほしいという部分、二つ目は音の出る信号の音量や時間について、そして三つ目は選挙公報内容の音声提供について、ということで、条例がつくられていく中でこれらについても何か反映させていければと思うのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

【事務局：角田】

貴重なご意見として、まずは内容に関係するそれぞれの課にお話しさせていただき、今後の対応など確認ができればと思います。

【金子委員長】

反映できるようお願いしたいと思います。以上で資料1の協議を終えたいと思います。続いて資料2の内容を協議していきたいと思います。事務局よりお願いします。

《資料2：条例が制定された場合の今後について》

【事務局：角田】

それでは資料2の、条例が制定された場合の今後についてお話しします。まずは、1ページ目の、はじめにから、2ページ目の、これから市がやろうとしていること、施策について、を読みまますので聞いてください。

『現在、条例の制定を目指して準備を行っているところですが、今後、条例が制定された場合に、具体的にどのようなこと、施策を行っていくのかについて、今、市で考えていることをお話ししていきたいと思います。まずは、市の考えをお話しする前に、条例案に書かれていた施策の推進方針はどんな内容だったかを皆さんと確認していきたいと思います。

施策の推進方針

一つ目、障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

二つ目、コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段の活用に関する事項

三つ目、市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する事項

四つ目、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項

五つ目、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

以上の五つが施策の推進方針となります。

これらの事項を進めていくための具体的な内容は、方針書案に詳しく書かれているところですが、その具体的にやっというところを参考にして、これから市がやろうとしていることを考えましたので、その内容を次のページからお話ししていきたいと思います。』

以上が1ページ目に書かれていることとなります。続けて2ページ目の、条例制定後に市がやろうとしていること、施策について読んでいきます。また、市が考えている施策は七つありますので、それぞれ読んでいくので聞いてください。

『市がやろうとしていること、施策について

一つ目、文字を読むことが難しい人のために、文字を音声化するパソコンソフトを障がい福祉課で購入し、買って、市役所職員みんなが使えるようにする。

二つ目、障がいのある人とのコミュニケーション手段を書いたガイドブックをつくる。

三つ目、障がい福祉課でコミュニケーションボードをつくり、そのデータを市のホームページに掲載して事業者や市民など誰でも使えるようにし、コミュニケーションがしやすい環境を整える。また、ホームページに掲載したことの周知も行っていく。

四つ目、障がいへの理解を深めるための、市職員や市民を対象とした講演会を行う。

五つ目、コミュニケーション支援者を支援する環境を整える。

六つ目、条例を知ってもらうための、出前講座や学校での出前授業を行う体制をつくる。

七つ目、コミュニケーションがとりやすい環境となっているのか、または足りていないことはどんなことなのかなどを検証する、確かめる機会をつくる。

以上が、現在、市が考えているやろうとしていることとなります。また、これらの中で、一つ目の文字を音声化するソフトの購入と二つ目のガイドブックをつくることについては、令和6年度の中で行っというと考えています。

そして、そのほかについても令和6年度以降に市のお金、予算をつけながら取り組んでいこうと考えており、取り組む時には、事前に障がい者の関係団体やコミュニケーション支援者などと話し合うこと、また、地域自立支援協議会に意見を聞きながら、誰もがコミュニケーションを取りやすい環境となるような施策を、市が中心となって進めていきたいと思います。』

以上が施策の推進方針の確認と、これから市がやろうとしていること、施策についてのお話となります。

【金子委員長】

今、事務局より施策の推進方針を確認した中で、これから市がやろうとしていること、施策について説明がありましたが、このことについて何か確認したいことなどありますでしょうか。

【高橋委員】

市がやろうとしていることの一つ目にあった音声化するパソコンソフトですが、それを購入して市がどのように使っていくのかを教えてください。

【事務局：角田】

こちらは視覚に障がいのある人や文字を読むことが難しい人など、文書では情報を受け取ることが難しい人のために、書かれている文字を音声化するソフトとなります。このソフトを市役所内でも使えるようにして、音声での情報が必要な方に CD で提供できるようにしたいと思っております。また、会議やイベントのときに、会場内の周知アナウンスにも活用できるのではないかと考えております。

【高橋委員】

わかりました。それともう一つ、四つ目の市職員や市民を対象とした講演会についてですが、開催をするときは平日ではなく、土曜日や日曜日に開催すると人が多く集まると思いますので、そのときには検討してもらえればと思います。

【金子委員長】

ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。

【三島委員】

先ほどの音声化するソフトですが、そのソフトは障がい福祉課だけが買うのでしょうか。それと、音声化した CD は希望者には無料でもらえるのでしょうか。

【事務局：角田】

現時点では CD にしたものを無料でお渡ししたいと考えております。また、音声化ソフトは障がい福祉課で買い、市役所内で利用したいという課に貸し出す形となります。また、市役所だけではなく、例えば石狩朗読ボランティアの会などのコミュニケーション支援者にも利用できるようにしていければとも思っております。

【三島委員】

市役所内のそれぞれの課に音声化ソフトが備えられ、希望をしたら数日後に情報がもらえる、というようなことを想像していたのですが、そのソフトは障がい福祉課だけで買うということなんですね。できれば他の課にもそのソフトがあればいいなと思いました。

【金子委員長】

ありがとうございます。今、障がい福祉課だけではなく、それぞれの課にも音声化ソフトがあればよいと思うという要望がありました。このことについては、事務局でも整理や検討をお願いしたいと思います。

【三島委員】

もう一つ確認なのですが、その音声化ソフトの値段はどのくらいなのでしょう。

【事務局：角田】

今は予算の段階ですので、議会で正式に決まりましたら詳しい内容を皆さんにもお伝えできればと思います。

【三島委員】

わかりました。

【金子委員長】

ほかにご意見などはありますでしょうか。

《意見等なし》

よろしければ、最後にカードをあげてもらえればと思います。

《委員全員、丸い賛成のカードをあげる》

ありがとうございました。

それでは3ページ目の、最後に、というところについて事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

資料2の説明としては最後となります3ページ目の、最後に、をお読みします。

『令和4年6月に第1回目の検討委員会が開催され、今日を入れてこれまで計9回の検討委員会が行われてきました。最初の検討委員会で石狩市より、条例を検討してもらいたい、という提言依頼を受け、そこから条例はどのような形でつくられるのかということをお話しながら条例や方針書の案をつくり上げていき、そして前回の検討委員会では、これまで話し合われた結果がまとめられた提言書を市に提出しました。また、施策の推進方針の内容をつくる際には、委員の皆さんにアンケートを取らせていただき、そこで発表された貴重な意見が、今お話ししました、市がやろうとしていることにつながっています。これらの市がやろうとしていることを、すべてまとめて行うということはなかなか難しいですが、毎年どんなことをしていくのかという目標をつくりながら、一つ一つ確実に取り組んでいくことがとても大切だと思います。』

この条例が制定されることによって、条例案の前文にも書かれておりますが、障がいのある、ないにかかわらず、互いに心を通わせ理解し合うことや、孤立や困難を感じることなく情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを皆さんとともに目指していきたいと思っております。

そしてこの資料の最後に、これまで検討委員の皆さんで作り上げた条例と方針書の案を、次のページからそれぞれ載せておりますので、お時間のある時に改めてお読みいただければと思っております。』

以上が3ページ目に書かれていることとなります。

なお、桑澤委員には条例案と方針書案を音声化したものをお渡ししておりますので、そちらでお聞きいただければと思っております。

【金子委員長】

今、資料2のお話が全て終わりましたが、全体を通じて何かありますでしょうか。

《意見等なし》

それでは、以上で資料2の協議を終わります。

《検討委員会の今後について》

【金子委員長】

次ですが、次第に書かれています、検討委員会の今後についてということで、事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

それではお話しします。先ほど資料1の時に話ししましたが、今回のパブリックコメントの結果から、条例の内容を見直さなければならないということはなく、そして方針書の案については皆さんに最終確認をいただいております、これから法制担当者に確認をしてもらうことになっております。これまでの検討委員会の話合いの中では、条例や方針書の案について話合いが必要な場合は、これからも検討委員会を開催していくことにしてはいたしましたが、今回で一つの区切りができたのではないかと思いますので、本日の会議をもって検討委員会としての協議を終了したいと思っております。なお、検討委員としての任期は令和6年5月31日までありますので、条例の制定が予想されます4月までの動きについては、引き続きメールなどで皆さんと情報のやり取りをしていければと考えております。この流れでよいかどうか皆さんに確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【金子委員長】

今、事務局より、条例や方針書の案については一区切りがついたということで、本日の会議をもって検討委員会としての協議を終了したいということと、条例が制定されるまではメールなどで皆さんと情報のやり取りをしていきたい、というお話だったと思っておりますが、この今後の流れについて皆さんいかがでしょうか。

【桑澤委員】

流れについてはそれでいいと思います。また、今日で9回目となる検討委員会ですが、その間に資料などを音声化していただき、CDの枚数で言うと31枚となりました。これまで情報を伝えるために色々と準備をしていただき事務局には感謝しております。ありがとうございました。

【金子委員長】

ありがとうございます。今後の流れですが、事務局からのお話のとおりでよろしいでしょうか。

《意見等なし》

それでは、以上で検討委員会の今後についての協議を終わります。

《事務局からの確認について》

【金子委員長】

次に、次第に書かれている最後の協議内容となります、事務局からの確認についてということで、事務局よりお話し願います。

【事務局：角田】

それではお話しします。こちらについてですが、皆さんに事前にメールなどでご連絡しておりました、広報いしかりに記事を書かせることについて確認をしていきたいと思います。今、皆さんのご自宅などに届けられている広報いしかりの最後のページの裏の表紙に、私と手話、というコーナーがあるのですが、こちらは手話条例制定10周年記念として、これまで手話に関わってきた方々に広報の取材班がインタビューを行って記事にしたものがご本人の写真と一緒に、昨年の令和5年4月から今年3月まで載っております。このコーナーを令和6年4月から令和7年3月までの1年間、今度は情報コミュニケーション条例をつくってきた委員の皆さんの想いや、または皆さんがそれぞれ活動をしている当事者団体や支援団体のことなどを文にして、写真、イラストなどと一緒に載せていければと考えております。このことについて、皆さんにご承諾をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上が事務局からの確認についてとなります。

【金子委員長】

今、事務局からお話がありましたが、令和6年4月からの1年間、条例に関わってきた皆さんや関係する団体のインタビュー内容を記事にしていきたいということですが、これまで皆さんと検討をしてきました情報コミュニケーション条例というのを広めていく後押しにもなるのではないかと思います。このことについて皆さんいかがでしょうか。

《丸い賛成のカードが多数あがる》

ありがとうございます。それでは記事を書かせることで進めていきたいと思っております。

以上で委員による協議が全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

4. その他

【事務局：高井】

それでは最後にその他ということで、事務局よりお話しさせていただきます。まずは本日の会議のまとめについてですが、本日は、条例の愛称とパブリックコメントの結果についてご報告させていただき、その中で選挙会場での配慮や音の出る信号機についてご意見をいただきました。そして条例が制定された場合の今後については市がやろうとしている施策についてお話しし、委員より施策の内容の確認や要望などをいただいたところです。また、検討委員会の今後については、条例や方針書の最終案ができ一区切りついたということで、検討委員会としての協議を終了することが確認され、最後の事務局からの確認では、広報いしかりの記事掲載について皆さんにご協力をいただけることになりました。ありがとうございました。委員の皆さんには今後もご意見等をいただきながら、条例の推進にお力をいただければと思っております。

今回で検討委員会は最後となりますが、今日の会議やこれまでの検討委員会を通して、何か感想などがございましたらお話しいただければと思いますがいかがでしょうか。

【高橋委員】

検討委員会に参加させていただき、わからないことなどの質問にきちんと答えていただき、そして出された意見も真摯に受け止め、確認をしてからお話をしていただくなど、市役所が身近な存在に感じ、私にとってとても貴重な体験でしたし楽しかったです。ありがとうございました。

【市川副委員長】

この検討委員会に参加させていただき、先ほど三島委員や桑澤委員がパブリックコメントの結果のところ、こういうことも配慮してほしいというご意見があり、また、冒頭の金子委員長のあいさつの中で、災害時のコミュニケーションにおける条例の役割についてお話がありましたが、地域の中にはこういうことがあればいいのに、こういう配慮があったらうれしいのに、というのがたくさんあると思います。今回皆さんとつくり上げた条例を基本にしながら、みんなが住みやすいやさしいまちになっていけたらいいなと思っております。私は石狩市ならそれができると思っていますし、高橋委員からもありましたが、互いの距離を近くに感じられる石狩市ならできるのではないかと感じております。今回で9回目の開催となる検討委員会ですが、いつも大変勉強になりました。皆さん大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

【事務局：高井】

高橋委員、市川副委員長、ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。

《発言等なし》

それでは、最後に保健福祉部長の宮野よりごあいさつ申し上げます。

【事務局：宮野（保健福祉部長）】

保健福祉部長の宮野です。石狩市の情報・コミュニケーション条例の制定に向けて、令和4年から約2年間、計9回にわたる検討委員会でご議論をいただき、条例案と方針書案をつくり上げることができました。委員の皆さまには心より感謝をしております。この検討委員会の議論を通じ、障がいをお持ちの方とのコミュニケーションにおいて、互いのニーズを尊重し理解しようとする気持ちを普段から意識しているということがとても大切なことであるということ、私自身認識をしたところです。市では現在、条例の制定を目指し準備を進めておりますが、まずはこの条例を、広く市民の皆さまに知っていただくことがとても重要だと考えております。石狩市が、誰もが暮らしやすくやさしいまちとなるように、市といたしましても、継続した施策を行っていきたいと考えております。

最後になりますが、これまで条例の検討を通じた委員の皆さまとのつながりを今後も大切にしながら施策を行って参りますので、これからも市の取組みにご理解とご協力をお願いしたいと思っております。皆さま本当に2年間、ありがとうございました。

【事務局：高井】

今日話された内容を事務局で整理し、ダイジェスト版で皆さまにご報告いたしますとともに、後日、今回の議事録を皆さまにご確認いただきますのでよろしくお願いいたします。

また、広報いしかりの記事の掲載についてですが、今後取材の日程などメールでご確認させていただきますのでご協力をお願いいたします。

5. 閉会

【事務局：高井】

以上をもちまして、令和5年度第6回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。2年間にわたり、皆さまありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和6年2月28日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治
